

令和7年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年9月4日から令和7年9月18日まで第3回定例会が町役場に招集された。

令和7年9月18日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畠博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 書記	鈴木久 松本功	書記 簿香織
--------------	------------	-----------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聰
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の
会議を開きます。
(開会 午前10時00分)

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、小畠博司君の二人を指名いたしま
す。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

ここで、9月9日に五十嵐一夫議員から出されました議事進行の取扱いについて、議
会運営委員会からの報告を求めます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康議会運営委員会委員長。

◎8番（五十嵐正康君）

それでは、去る9月9日五十嵐一夫議員がされた一般質問中の9月8日の小・中学校
入学金に関する町長答弁につきまして、今年1年だけは一般財源を利用させていただぐ
という説明をしてきたというような町長の答弁発言がございました。ただ、その件につ
きまして、五十嵐一夫議員より、全員協議会第2回定例会と各種会議録においてもその
ような発言の記述はないとの指摘がございました。

このことにつきまして9月16日議会運営委員会で、全員協議会第2回定例会等の会議
録を確認させていただきましたところ、五十嵐一夫議員がおっしゃるように、そのよう
な発言を確認することができませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ただいまの報告に対し、古川町長より発言の申出がありますので、これを許可してい
ます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

9月8日の五十嵐一夫議員からの一般質問における入学祝い金の財源に関する私の答弁の中で、本会議及び全員協議会において、本年度は一般財源から支出し、令和8年度からは、ふるさと納税を活用していきたい旨の説明をしてきたと発言をいたしましたが、私も議事録を確認したところ、そのような事実は確認できませんでした。誤解を与えてしまったことに対して、深くおわびを申し上げ、発言を撤回させていただきます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひします。

◎議長（赤城大地君）

ご承知おきいただければと思います。

◎同意第4号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第2、同意第4号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本件に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第4号「教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、同意第4号「教育委員会委員の任命について」はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第52号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、議案第52号「令和6年度会津坂下町下水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようあります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号「令和6年度会津坂下町下水道事業剰余金の処分について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎決算特別委員会委員長の報告

◎議長（赤城大地君）

日程第4、決算特別委員会に付託しておきました、認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第7号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について」までの7件を一括議題といたします。

一括議題とした件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

認定第1号 令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について
認定第2号 令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
認定第3号 令和6年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について
認定第4号 令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
認定第5号 令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について
認定第6号 令和6年度会津坂下町水道事業会計決算について
認定第7号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について

◎議長（赤城大地君）

特別委員会での審査経過及び結果についての報告ですが、決算特別委員会委員長より、報告書がお手元にお配りされております。審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41条第3項の規定に、会議に諮ってこれを省略できるとあります。

お諮りいたします。

改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず、これを省略することといたします。

これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

決算特別委員会委員長、登壇願います。

◎議長（赤城大地君）

認定第1号から認定第7号までに対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論・採決に入ります。

討論・採決は1件ごとに行います。

初めに、認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」、まず、反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の立場から意見を申し上げます。

令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額97億9,185万9,000円に対し、歳出総額92億1,934万2,000円、実質収支としては5億5,680万8,000円の黒字となりました。

歳入においては、自主財源である町税収入は、定額減税の影響により、前年度より減少しているものの、徴収率は、町税全体で97.33%、現年度分に関しては99.25%と高い水準を維持しており、町長をはじめ、担当職員の徴収業務を強化させた努力の結果と大きく評価するものであります。

また、ふるさと納税寄附金も6億円を超え、前年度比で20.7%増加しており、創意工夫のたまものだと思います。引き続き、本町の魅力を発信し、自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

歳出においては、住民の安全安心な生活を守るために、地区要望に対応した道路補修工事等の実施や、空き家除去改修等に対する補助金の新設、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、未給水地域世帯への給付金の支給を行いました。

また、本年2月の大雪についても迅速に臨時議会で補正予算を処し、除雪排雪を行うなど、必要な事業を選択され的確に執行されたと考えられます。

町の財政状況は、財政健全化アクションプランにより、年々改善されておりますが、新庁舎建設という60年に一度の大事業を控えており、人口減少が見込まれる中、将来を見据えた財政運営が必要となります。

今後も、各課が連携し、創意工夫しながら事業を遂行し、町民がやっぱり坂下がいいと思い続けられるよう、持続可能なまちづくりに充てられることを期待申し上げ、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定に賛成の討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようあります。これをもって討論を終結いたします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

本議案の採決に当たり、申し上げます。

12日の決算特別委員会において、令和6年度の一般会計決算は、賛成多数で可決されました。私は、決算委員長という立場にあります。委員長である以上、議会の総意として賛成する立場にあります。私は、公共用地事業用地として、県有地の土地購入に反対しました。修正案の提出も試みました。強く反対した案件です。今も購入したことには反対であります。個人的には強く反対する事案であり、賛成するわけにはまいりません。

委員長という立場と個人の意思が相違しますので、結論として、評決には加わりませんので退席いたします。

◎議長（赤城大地君）

これより、認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は、認定することに決定いたしました。

続いて、認定第2号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、認定第3号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について」討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、認定第4号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、認定第5号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について」討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、認定第6号「令和6年度会津坂下町水道事業会計決算について」討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号「令和6年度会津坂下町水道事業会計決算について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、認定第7号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について」討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

◎議案第48号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、議案第48号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第49号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第50号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第51号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第51号「会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を

改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第53号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第9、議案第53号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

7ページの総務管理費……。

◎議長（赤城大地君）

マイクを近づけていただければ、マイクを。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

7ページ、歳出、総務費の総務管理費の中からお伺いいたします。

財産管理費として、行政センター建設基金に6,000万円ということではあります、行政センター建設基金というのは、いわゆる東、現庁舎付近の庁舎を中心とする建設予定地ということで、こちらも一緒に買収していくというようなことを、庁舎がほかに移つてもやっていくというような姿勢で、これはずっと言われていたわけなんですが、一向に東庁舎周辺の買収というのは進みません。やはりこれは進めておく必要があるんじやないかと思います。ただ積んでおくだけでいいのか。

今、この前、ある小さな時計屋さんがお亡くなりになりました。その方は、本当に早く買収していただきたいというようなことがあったようです。そのご家族からすると、ちゃんと自分のその方が娘さんのところに移れるように、そこを準備しておいたということで、それには保証金とかいろいろ出てきますけども、今そこにいる方は、一度そういった交渉をされたわけですから、そういった方に対して、どんどん進めることは何か障害があるのでしょうか。全体的にお願いいたします。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（赤城大地君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

当該、今の役場敷地につきましては、今、これから振興施設という形でこれから進めていきたいというふうには考えているところでございまして、今後、用地買収等々につきましては、速やかに進めていきたいというふうには考えているところでございます。

保証するに当たって、建物の算定等々にも着手しなければいけませんので、次年度以降になるかと思いますが、全体的な再度説明を申し上げながら、補償等の委託業務に着手していきたいというふうに考えているところでございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ただいまの答弁で、速やかにというような前向きな答弁をいただきましたので、大変うれしいところですが、ただ、積み放しなんですね。いっぱいあるんだから、それは賠償はできるんですよ。なぜしないのか。それで、ずっと送らせておいて、後で今度買収するときに、障害になってしまったとか、今回の庁舎建設についても、現庁舎付近については、見解として述べているんですよね。買収のときに、いろんな障害があるからとか、だから、事前に障害を撤去しておく必要がある。そして速やかにできるようになくちゃいけない。それをもう今年度でもいいですから、もう進めていただきたい。再度、先ほど速やかにということはありましたけども、もっと強力に進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（赤城大地君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

ご指摘のとおりだと思います。時間がたてば様々な障害が発生する可能性は否めない事実だと思いますので、もう一度実際的に、これからタイムテーブルを組み直しながら、速やかに進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎13番（山口享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口享君。

◎13番（山口享君）

9ページ、民生費の中の14節工事請負費について伺います。

保育所の施設整備でシロアリが出たということで、大変大きな数字で驚きました。委員会の中でも、大変驚いて、これは現地調査しなくちゃいけないということで、委員、何名かで見てまいりました。

私も建設当時、建設に至ったもので地面がスラブですから、シロアリなんか絶対来ないと思って認識していたわけなんですけども、実際、シロアリが出て、保育所の園児たちがもうアリよりも見ているということで、大変驚いて現地調査したわけですけれども、こんなふうになる前に、もっと早く見つけることができなかつたのかということと、2,200万円という数字ですけども、これ、開けてみないと分からない数字なんですね。この2,200万円という数字は妥当な数字なのかを教えてください。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

小瀧子ども課長。

◎子ども課長（小瀧節子君）

お答えいたします。

まず、駆除や対策管理につきましては、大量発生が確認されるということになった点につきましては、これまでの事実といたしましては、ご説明のとおりでございます。

実際には、羽アリが4月、5月の繁殖期を終えていなくなったように見えても、建物を侵食し続けていることや、また駆除で、羽アリの駆除でシロアリが駆除されたというふうに認識してしまったことが、被害範囲の拡大を招いたものと考えております。

実際には、点検業者には、当時から相談もしております、床下がないことで点検ができない構造だということも指摘で終わってしまったということも要因の一つと考えております。

実際には、その点の責任ということにつきましては、この場でお答えはしかねるところですが、個人で管理等の責任ということではなく、今後このような状態を招かないよう、十分に対策の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、2,200万円の予算の件につきましては、実際には細目別の内訳といたしまして、足場を組んだり、それから復旧の作業をしたり、外部のほうの処理を兼ねまして、先日、皆さんで視察をしていただきまして、現地を調査していただいたところで、見ていただいた点でも分かると思いますが、実際には腰板を全て外して、外した状況から、その場の部材の交換でしたり、設置等が必要になった場合の工事費も全て含めた形で、また、ご指摘がございました換気の点で、今まで点検以外にそれを行った後の管理で、施設そのものの関係ができなかつたようなことも含めまして、そういったものの構築なども含めまして、設計費のほうに計上しているようなところでございますので、よろしくお願ひいたします。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

内容、大体理解できたんですけども、大規模な改修が行われると、今度は子供たちが通園しているわけですから、もうそこは大丈夫なのか、ちょっとお伺いいたします。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

小瀧子ども課長。

◎子ども課長（小瀧節子君）

まず、子供たちにつきましては、保育所のことになりますので、安全管理には万全の注意を払って対応してまいりたいと思います。

また、薬剤等につきましては、実際に小さいシロアリを駆除する殺虫剤については、人体に影響するほどの毒性はないとの説明を受けておりますので、最大の注意を払って工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

8ページの総務費で、国勢調査費、12節委託料で、施設内調査19万1,000円とあるのですが、ちょっとこの内容について詳しく教えていただきたいと思います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

例えば、老健施設ですか、そういう施設に対して直接調査員が入れない施設がございますので、そういうところには、施設の職員の方に調査をお願いするというような方法を取っておりますし、そういう方に対する報酬というような形での委託料ということになります。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

調査というのは、何というか、施設内の環境的なものをおっしゃっているのか、どんな調査のことなんでしょうか。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

国勢調査については、調査票を配布して回収をする。また、その書き方を指導するというようなことを職員の方にお願いするというようなことでございます。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

すみません。11ページです。3款土木費の都市下水路費で3,600万円ほどあるんですけど、都市下水のゲートの工事というふうに伺ったんですけども、今回そういう大きな下水路、排水路というところではないところで、様々な内水氾濫が起きて、床下浸水か床上浸水か分かりませんけど、結構、町なかで被害があったということで調査もなされたようですけれども、その対策などはここに入っているのか、また新たに考えているのか、お伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回、補正で上げさせていただきましたのは3号都市下水路のゲート自動化工事でございます。議員おただしの部分については、今回の補正には含まれておりません。

ただ、町といたしましては、やはり先般の豪雨による浸水被害等々を受けまして、やはり抜本的な下水路あるいは道路側溝も含めて、やはり見直しをしなきやいけない時期に生きているものと認識しておりますので、次年度以降に調査等々を業務委託として発注したいなというふうに考えておるところでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

7ページ、2款総務費の6目企画費の11節役務費についてお伺いします。路線バスの

乗車券です。

10月から路線バスの運賃が値上がりします。今回、この乗車券が補正で対応をするというのは、申請者がすごく増えたということと聞いております。バスの乗車券、坂下から一番遠隔地ですと700円くらいかかりますかね。すると1回1,400円ですね。六、七回乗ると1年分が使われてしまうんですけども、これをやはりもう少し増額してやるとか、追加で支給するとか、そういう申請に対して対応できないのか、お伺いいたします。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

おただしのとおり、これはいわゆる65歳以上の方へのバス券の交付という中身でございます。数字的には300件を見込んでいたところを、485件に上方修正しまして、応分の金額を補正するという形になりました。

おただしのとおり、10月1日からの路線バス、会津バスの料金の改定、値上げがもう決まっております。予定されております。今、周知に努めているところでありますが、やはりおっしゃるとおり、これまでの8,000円という金額で、料金が上がれば回数なり、頻度が減ってしまうということが起きます。これは高齢者の足の確保ということありますとか、交通安全ということもありますが、やはり公共交通の利用促進という意味合いが一番強いというふうに担当課では考えておりますので、値上げ、そしてこういった助成措置、それから今やろうとしているコミュニティバスの実証運行などを含めまして、やはり法定協議会を設置しましたので、坂下町地域公共交通協議会の中の議題として積極的に出しまして、様々な関係者のご意見を伺いながら、そういう改善、改正を図つてまいりたい、そのように考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

7ページの6目の企画費の中で、18節負担金補助、地区集会所建設等補助金があります。このほかも前年度、結構多くの地区集会所の補修であるとか、そういうもので上がっていますけれども、ちょっと我田引水的になります。例えば、私が住んでいるとこの消防の屯所じゃなくて消防の車庫と地区集会所というのはつながっているんですけど、その屯所の屋根というのがもう真っ赤になって、何年も申請しているんだけどやっても

らえないということで、今年大雪があって、まだ全然雪が落ちないから2メートルも積もったままということで、積もったままにしておけないので、消防の団員の方々が除雪したんですけど、排雪したんですけど、すぐ下には防火用水がありまして、防火用水が雪で満タンになって、用を足せないというようなこともありました。

消防は消防で、消防の施設というのはまた別にありますけども、地区集会所と併設しているようなところというのは、一体どういう扱いになるのかも含めて、そんな実態にしておけないというふうに思うんですけれども、決して私のほうは例として申し上げましたが、多分にそういうところが町内各地にあるんじゃないかというふうに危惧しておりますが、それをしっかりと見ておるんでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

執行部の皆様に申し上げます。

答弁するときしっかりと発声をしていただければと思います。議事録作成の段階で困りますので、しっかりと発声をお願いいたします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

地区集会所につきましては、地区の要望に基づきまして、もちろんこれ、地区の負担がございますので、地区のご負担をいただきながら町のほうで3分の1を助成していると。消防屯所につきましては、毎年春先にパレードや、検閲の際にその時点で要望等を出していただきまして、できる限り要望には応えているというように認識をしています。

なお、集会場と屯所の線引きがちょっと曖昧なところについては、現状を見ないと分からぬんですが、やはり現状を見て判断することになりますが、明らかに消防屯所であるというところについては、やっぱり町の負担において実施をすることになります。明らかにここは集会所だよねというところについては、やはりこういった補助を活用しながら、地区のご負担もいただきながら、対応していただくということになります。

なお、杉山の現状については再度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

杉山の分は例として申し上げましたが、消防の方々も、班長さんが主にそういったと

きに発言というか要望すると思うんですが、優しい方もいらっしゃいますので、中にはぱっと言える方もいらっしゃるんですが、前から何年も言っているというのは、班長さんが替わったり、そういう優しい班長さんになっちゃうと、なかなか伝わらなかつたりするだろうなと。その辺はやっぱり要望がある箇所について、班長さんがどうであろうと、全部見ておいて必要度合いというのをしっかりと判断しなければいけないのではないかというふうに思います、いかがでしょうか。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

声が大きいのか、優しいかというのはあまり問題じゃなくて、やはりそういった声というのは大切に受け止めながら現状も把握して、パレードで回りますので、そのときによく注意して、屯所や全体的な機械器具等も含めて、確認をしていきたいというふうに思います。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

7ページの7目交通安全対策費、集落案内板についてお伺いします。

立川ということでお聞きしました。3万3,000円、そんな金額は大したことないんですが、これについては、内容がどのような予算組みなんでしょうか。お伺いします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

こちらについては集落に入るところに建っている看板ということになりますので、こちらについては工事請負費ということになりますので、基本的にはもうそつくり新しいものに取り替えるというような内容でございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

集落に入るどこどこと名前が書いてあるやつと考えていいわけですね。私も目にするんですが、立ってはいるけども、塗装がちょっとはげて見えないというところもあると思いますし、立川だけでいいものか。会津坂下町内、ほかにはこういったやつが必要なところはないのか、その辺はいかがでしょうか。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

これも地区の要望に基づいて対応しているものであります、先ほど小畠議員の質問にもありました、やはり、いろんな巡回の際にそういったものを確認しながら、必要なものがないかどうかというのは、我々も十分に注意していきたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

10ページ、観光費について伺います。

14節施設整備で15万1,000円があるんですけども、これ、説明ではマンホールということだったんですけども、クローズのマンホールを作っていただいたということで、私は大変喜んでいるんですけども、これを作るに当たって、どういう作業があって、今後どういうふうにマンホールというものを考えていくのか教えていただきたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

クローズのマンホールにつきましては、高橋ヒロシ先生の許可を得て、なおかつ製造

会社、マンホールの会社とも含めて、協議をさせていただきながら作成したものでございます。

版権等々の話も出てくるんですが、そこは業者のほうから了解を取っておりますので、今の予定では合計で10枚ほどを作成する予定をしてございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

10ページの農業振興費の中の風評に打ち勝つ園芸産地競争力というのかしら、その下にも園芸づくりについて、約800万円近くが出ているんですけど、これは県内の事業者か、それとも、坂下町の企業として取り扱っているんでしょうか。

◎産業課長（渡部聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部聰君）

お答えします。

この交付先につきましては、農業者3個以上で作る団体でございます。町内の団体でございます。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

今のところ町内では何件くらい、その園芸補助を受けるケースがあるんでしょうか。

◎産業課長（渡部聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部聰君）

今回のこの風評に打ち勝つと次世代園芸産地づくりの事業につきましては、農家戸数

でいきますと1団体で3農業者でございます。ただ、この1団体、坂下野菜組合につきましては、15名ほどの会員がいらっしゃいますので、いろいろな補助メニューを使いながら、それこそ園芸作物を栽培するハウスであるとか、そういったものも様々な支援制度を活用して毎年行っているような事業でございます。

今回のこの二つにつきましては、農業者は3名でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第54号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10、議案第54号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第55号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第11、議案第55号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第56号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、議案第56号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第57号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、議案第57号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようあります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第58号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第14、議案第58号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第58号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）」
を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
休憩のため休議といたします。
再開を11時05分といたします。 (午前10時55分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 (午前11時05分)

◎議案第59号から議案第61号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）
日程第15、議案第59号「工事請負契約の締結について」、議案第60号「財産の取得について」及び議案第61号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」を一括議題といたします。

これより一括議題とした議案について、順次説明を求めます。
まず、議案第59号について説明を求めます。

◎産業課長（渡部 聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聰君）

議案第59号「工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、蟹沢1号ため池廃止工事であります。

2、契約の方法は、制限付き一般競争入札（総合評価方式特別簡易型）であります。

3、契約の金額は、6,754万円であります。

4、契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町大字片門字片門74番地、赤城建設株式会社代表取締役、赤城康仁であります。

工事概要につきましては、蟹沢1号ため池が有する貯水機能を完全に廃止する堤体開削工事等一式であります。

別紙、総合評価方式入札結果をご覧ください。

下段になりますが、入札者欄、2段目が第1落札候補者であり、契約の相手方であります。

落札額は、中ほどの入札額6,140万円に消費税614万円を加え、6,754万円となります。

他1社の入札結果につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第60号について説明を求めます。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議案第60号「財産の取得について」ご説明いたします。

これは、財産の取得に際し、取得予定価格が700万円以上であることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の名称、種類、数量につきましては、クロームブックと呼ばれます端末に、学習支援ツールや教材サービス、スタイラスペン等を附属しました、小・中学校学習用タブレット端末、1,101台であります。

2、取得の目的につきましては、GIGAスクール構想に基づき学習活動を行うためであり、令和8年度より運用するものでございます。

3、取得の方法は、随意契約となります。これは、補助金の活用に当たり、県による共同調達での購入が条件となっていることから、県が実施しました公募型プロポーザルの最終優秀提案者との随意契約となるものでございます。

4、取得予定価格は、5,970万7,230円で、5、取得の相手方は、株式会社エフコムでございます。

説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第61号について説明を求めます。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第61号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正是、歳入歳出予算の総額に608万3,000円を追加し、予算の総額を95億2,429万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

今回の補正予算は、坂下南小学校パソコン教室の空調設備が故障し、改修工事が必要となったことに伴い補正をするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書をご覧ください。

1ページ、総括の歳入につきましては、18款繰入金のみでございまして、補正前の額95億1,821万5,000円、補正額608万3,000円の増、補正後の額95億2,429万8,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、10款教育費のみでございまして、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、その他が608万3,000円の増であります。

3ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてでありますが、18款1項6目公共施設整備基金繰入金、補正額608万3,000円の増は、坂下南小学校パソコン教室空調機改修工事の財源とするための繰入でございます。

4ページをご覧ください。

3、歳出についてでありますが、10款2項1目学校管理費、補正額608万3,000円の増につきましても、坂下南小学校パソコン教室空調機改修工事を行うため、増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって議案の説明を終わります。

質疑・討論・採決は、1件ごとに行います。

まず、議案第59号「工事請負契約の締結について」質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

先ほどの説明でも申したんですけども、この町には50個のため池があったということを認識していました。そのうち初めて、機能停止によるため池を廃止するわけですから、今後、土地改良区と宮川ダムができたり、新宮川ダムができたり、若郷湖ができたりして、治水というのが大分よくなつたと思うんですけども、こういうため池を、今回初めて出たわけですけども、今後廃止するような予定のため池というのはあるんでしょうか。

◎産業課長（渡部 聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聰君）

お答えいたします。

ため池につきましては、今年のこの干ばつで必要としている集落もございます。ですが、耐震の調査なんかをしますと、やはり老朽化をしていて、漏水が起こつたりというようなため池も多くございます。

町といたしましては、集落で今後の管理、それから活用、利用というものを十分集落の方々と協議をしながら、集落の要望に基づいた中で、廃止工事を進めていきたいというふうに考えております。

今回、この蟹沢ため池につきましては、会津坂下町で第1号の廃止工事という形になります。今後につきましては、順次、集落から要望が出ておりますため池について廃止をしてまいりたいというふうに考えております。

今年度から既に実施計画の策定に入っていますのは、勝方の手寺沢のため池ということで、今年度から開始をしておりますので、順次、廃止工事、要望に基づきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようあります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号「工事請負契約の締結について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「財産の取得について」質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

財産の所有ということで、株式会社エフコムさんに決まっているわけなんですけども、
こういう会社に至るまでの説明をお願いします。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

お答えします。

先ほどご説明しましたとおり、今回の財産の取得につきましては、県が行います共同調達というような形で財産のほうを取得するというような形になります。県のほうで、公募型プロポーザルということで、実際に業者の選定を行ったというような形になってございまして、その中で最優秀提案者ということでエフコムが選出されたと。それについて県のほうから報告を受け、各共同調達に参加している自治体のほうでは、それぞれその業者のほうと随意契約を結ぶというような流れになってございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようあります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号「財産の取得について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

南小学校のパソコン教室の空調だけですよね。一つの教室だけで600万円もの空調はかかるのでしょうか。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

おただしのとおり、パソコン教室に係るエアコンでございまして、天井のほうに埋め込むビルトイン方式のエアコンでございまして、いわゆるエアコン的には二つ、それが一緒になって室外機が一つというようなことでのセットになっているものでございます。

現在、ついておりますエアコンの撤去工事のほうも含めてということで積算をしてございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

◎議長（赤城大地君）

日程第16、発議第4号「五十嵐一夫議員に対する問責決議」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、五十嵐一夫君の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

6番、小畠博司でございます。

発議第4号につきまして説明を申し上げます。

五十嵐一夫議員に対する問責決議であります。

上記の議案を、別紙のとおり会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年9月18日。

提出者、会津坂下町議会議員、小畠博司。

賛成者、同、横山智代であります。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

五十嵐一夫議員に対する問責決議案であります。

本議会は、五十嵐一夫議員に対し問責を決議する。

五十嵐一夫議員は、令和7年第2回定例会におきまして、小畠博司の監査委員辞職勧告決議を議員提案いたしました。法的根拠のない、勝手な解釈の下での提案であったと考えています。この発議によって監査の信頼に疑惑が持たれ、町民の間にも不信が増長され、代表監査にも多大な影響が生じたと危惧しております。私ども議員には提案権があります。しかし、私たちは法律の下で活動しており、また、自らを律する「議会基本条例」も踏まえた活動が求められております。

町民の皆さんに誤解を与え、疑念をもたれるような結果のみが残ったこの発議は「議会基本条例」に抵触し、町民の福祉向上に寄与するどころか、いたずらに不安をあおった悪意に満ちた発議であったと断ぜざるを得ません。今後においてもこのような事態が繰り返されることのないよう、五十嵐一夫議員は深く反省し、町民の皆さんに対し、かつ仙波代表監査に対し、さらには議会に対し責任を明らかにすることを求める。

以上決議する、であります。

このたびの発議は、やむにやまれず、苦渋の選択でもありました。しかし、第2回定例会での提案については、私個人の問題ではなく、議会に対する挑戦、民主主義に対する挑戦であったというふうに受け止めています。

前回の定例会の中では、その提案文の中に、選挙が終わっても首長と一体だと根拠の

ない決めつけをしています。この決めつけを根拠に、公正不偏なものであるべき監査がゆがめられるというふうな受け止めをできるかと思います。

根拠のない言い方であるがゆえに、非常に誤解が広がってしまったというふうに受け止めていました。

監査は代表監査とともに、監査方針、監査基準に従って、これまで監査をしております。町のため、職員のため、ひいてはそれが町長のためにも、議会のためにもなるというふうな信念の下にやってまいりました。

しかし、公平、不偏、そんな監査ができるないだろうという予測、それは一体どんな監査であろうか。疑念が生じるだけで、具体的なイメージはありません。一般的な受け止め方からすれば、真面目にしっかりとやることが町のためにも、ひいては町長のためにもなる。町長のためになることが悪いということであれば、いいかげんな監査をしろというふうに言っているのかどうかも分からぬ。非常に腹立たしい提案でありました。

今後の代表監査の選出、あるいは議会からの監査委員の選出においても、町長と一体になっているか。あるいは逆に、町長にまるっきり反対のほうを向いているか。そんなことを基準に選ぶということになるとすれば、全く不可能なことでありまして、現実的ではありません。

地方自治法の198条3に監査委員についての記述がございます。

監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないとございます。どんな思想信条があろうとも、どんな良心を持つとも、一旦監査の立場にあれば、町のため、議会のためにも、しっかりとした監査をやろうと思うのが普通でありますし、選挙が終われば、是々非々の立場で様々な議案に対して、私は、意見を申し上げてきたつもりでありますし、町長と一緒にになって、何でも構わず賛成とか、そんな態度を取ったこともありませんし、皆さんにおかれましても、そうだというふうに思います。

そのことが、当たり前だと思いますけれども、先ほどの提案の中では、町長と一緒にになって、曖昧な表現の中で、疑念が持たれる結果しか残らなかつたと。私は、あの定例会の後、様々な方から直接、おまえ何をやったんだと、親戚の方からも言われ、一般町民の方からも言われました。他町村の方からも言われました。何と説明をしていいか分かりませんが、そんな法的根拠のない話をするということは、よっぽど議会というのは暇なんだな。もっと誠実な町民の実態に基づいた議論をしっかりとやるべきじゃないのかというふうな厳しいご意見もいただきました。

先般の議員提案については、長年にわたって議員活動をされ、計画議員にもなっている方々であります。なおかつ、首長の選挙も応援し、監査も長年にわたって務められた方も入っております。私が聞きたいです。公平不偏ではなくて、偏った監査をしてきたことがあるのか。どんな監査が、町長にだけ有利で、町長にだけ有利な結果をもたらす監査というのがあるのでしょうか。そういう経験をしたならば、ぜひとも聞きたいものだというふうに思います。

最後に、あの提案の中では、この提案が否決されても辞職しなさいと書いてあります。

議会制民主主義を否定するものであります。自分の考えだけが正しくて、議会が反対しようとも、私の考えに従いなさいという提案がありました。

こんな提案をされること自体、坂下町の認識の度合いというのが、他町村からも図られてしまうのではないかと非常に危惧しております。

以上のことから、今回の発議に対して、それぞれの立場でもう一度考えていただきまして、ご賛同いただきますよう、ご理解をいただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

この文言の中に、法的根拠のないというようなことがあります、その根拠のないという感覚でしょうか、根拠のないことをまずお示しいただきたいなというふうに私は思います。

なぜなら、自分も先ほどありますが、監査をした経験がございます。監査委員の義務なり、あるいは資格要件なり、様々何度も何度も読んでいました。しかしながら、やはり監査委員としての立場というんでしょうか、私たちは二元代表制であって、あくまでも町政の執行をする機能の議会もあるはずだと思います。

そういう中で、やはり根拠がないということだけで話されても困るんですが、法的に根拠がないということを、まず、示していただきたいわけですが、地方公共団体の監査制度についてというようなことがございまして、総務省の自治行政局行政課監査制度専門官理事官、渡邊康之さんという方が書かれた中に、やはり今申されましたけれども、

「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしていかなくてはならない」というふうにはなっております。

しかしながら、我が会津坂下町町制70周年を迎えるに当たりまして、今まで議会代表である監査委員が、町長の選挙に選挙対策本部長として、まず、された例もございませんし、まず、これから選挙にも大きな意味合いがあるのではないかという思いで、私は、先の小畠議員に対する不信任案を提出したというところでございます。

それがまず一点と、それから、ここにあります代表監査の仙波代表監査に対して、影響が生じたとして危惧しておりますというふうにあるんですが、本当に仙波代表監査が危惧された例があるのか、お聞きしたいなというふうに思いますが、いかがなんでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

酒井育子君に申し上げます。

本案に対する質疑でございますので、本案件は、五十嵐一夫議員に対する問責決議でございます。それに対する質疑応答のみ認めることといたします。

初めの法的根拠のないという部分を明らかにしてくれということでございますが、こちらについての質疑として取り扱うことといたします。

また、仙波代表監査に対する質疑につきましては、この場では認めることはできませんので、ご承知おきいただければと思います。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

監査委員、町の監査委員になっている者が選挙活動に従事してはならないという法的なものというのはどこにあるんですか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

ありません。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

だからないでしょうということですよ。だから根拠がないでしょうと言っているんですけど、何をおっしゃりたいのですか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

地方自治法の98条の3にもありますように、監査委員は、やはりその職務を遂行する

に当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほかに、監査基準、法令の規定により、監査委員が行うこととされている監査の適切かつ有効な実施を図るための基準をいいます。常に公正不偏の態度を保持して監査をしていかなければならないということもあります。それはやっていないというような今の説明ではございましたが、私はこの会議、やはり今後の議会活動の中で、監査委員がそういう選挙運動をしてはならない法的なものでなく、法的にはないにしても、やはり選挙管理委員なり、あるいは、いろいろなところにお聞きになったかと思いますけれども、最終的には、やはり倫理問題ではないだろうかというふうな思いで提案いたしました。

◎議長（赤城大地君）

再度申し上げますが、本案は、五十嵐一夫議員に対する問責決議でございます。ただいまの発言は、先の定例会におきました小畠議員に対する問責決議の正当性を明らかにするものの発言でございます。

本案について、先の定例会で出されました小畠博司議員に対する問責決議の正当性を問うのであれば、本案に関係するのであれば、この質疑を認めますが、本案の賛否を決するに当たって、小畠博司議員に出した問責決議の正当性が関係ないのであれば、本質問は取り扱うことはできませんので、再度質疑をお願いいたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

自分の問責のときに質問できないのではないかなどというふうな思いで、今、この文言に対して質問したわけですけれども、小畠議員に対して、やはり倫理的な問題というのかな、最終的にはそれ以外何もないなと私は思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えになったのかなというふうに思います。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午前11時38分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時38分）

今ほどの質疑は、法的根拠のない勝手な解釈の下での提案であったと考えていますと、この部分について、正当性を問うものでございますが、これに関して、小畠議員、提案者の私見、あるいはその監査委員としての私見が、この議案、五十嵐一夫議員に対する

問責決議に必要なものであれば認めますが、必要でなければ、認めることはできません。必要かどうかは質問者しか分かりませんので、必要であるかどうか、それを問うことで、これの賛否が分かれると、必要だというのであれば再度質疑をお願いいたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

五十嵐一夫議員に対する問責責任についての文言で、この文面についての法的根拠のないというようなところについて、私は必要ないんじゃないかなというふうに思いますけど、全体的には、あとはそこだけ文言的に削除してもらいたい。駄目か。

◎議長（赤城大地君）

総括して何かあれば。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

今、多分、酒井議員以外は法的根拠がないということに関しては納得しているんですよ。あなたは本当に根拠があったということは、どんな法律に基づいてということをおっしゃっているのか分かりません。

第一、私、後で申し上げようと思ったんですけど、じゃあ、公的な、あなたは法務省関係の団体の長をされておりますよ。やむを得ず罪を犯した人も含めて、罪を償ってきて、社会復帰をしようとする人を助ける法務省の団体に長をなさっておられる。それが、法的根拠のない、曖昧な本当に何を言っているか分からないような言葉の下に、あなたは辞職しなさいと勧告したんですよ。自分の立場をよく考えてご発言いただきたいと思いますが。

この中にはありませんけど、私の辞職勧告決議の中には、「町長と一体となって」というところを強調していたんですよ。そこを根拠にしているんですよ。町長と一体になってと、何を示して、何をもってそういうことを言い切れるんですか。分かりますか。何をもっておっしゃっているんですか。

それこそ政治倫理ですよ。町民の皆さんに説明のできないようなことを提案しては、混乱を招くだけです。説明できますか。

私は、これは政治倫理の問題だと思っているんですよ。酒井議員がおっしゃるように、政治倫理の問題だから、私はあえてこういう提案をさせていただきました。

これ以上、坂下町の議会の品位を落としてはならない。町の品位も落としてはならな

い。監査の信頼も落としてはならないという思いなんですよ。

単に、本部長をやっていたから一体だとか、いや、本部長ではないけども、選挙で一生懸命やった。いや、あの人はあっち向いている、こっち向いている、どのぐらい向いているか、そんなことを何の問題でもないんですよ。監査は監査でしっかりと公正公平にやるという、当然のことです。それができない理由というのは、いや、やっていないということがあれば、おっしゃってください。まだ現実に監査やっているわけですから。

◎議長（赤城大地君）

3回の質疑を終えましたので、ここで一旦切らせていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

それでは、酒井育子君の質疑を続行いたしますが、ここで暫時休議いたしまして、整理いたします。

暫時休議いたします。

（午前11時45分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

それでは、再開いたします。

（午前11時45分）

酒井育子君の質疑を続行いたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

最終的には、私は、小畠議員が選対委員長をお引き受けするときに、やはり監査委員なり、あるいは監査委員、あるいは選挙管理委員の承諾を得たんではあろうと思いますけれども、その辺の内容的に、お聞きしてもよろしいんでしょうか。また別だね。

◎議長（赤城大地君）

何度も申し上げますが、小畠議員に対する問責決議ではございませんので、五十嵐一夫議員に対する問責決議。ただ、今ほどの質問は、小畠博司議員が提案者として、この問責決議を出すに当たって、その正当性が認められるかどうかの判断について必要な質疑であれば認めます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

取り消します。ほかの人にとってちょっと悪いので。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようあります。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま、除斥されております五十嵐一夫君より、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案について、除斥議員である五十嵐一夫君の発言を認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案において、除斥議員である五十嵐一夫君の発言を認めることに決定いたしました。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

発言の機会をいただきありがとうございます。

辞職勧告決議案、問責決議案、不信任決議案が、日本の国、都道府県、市町村で度々提案されて審議されていますが、我が国において、このような各決議案が提出、議決された後に、提出に対して、不届きだとして、各種の決議案が提出されたことがあるでしょうか。もう決着済みのことに対して、今回、問責決議案を提出することは、しっぺ返し、報復の決議案であります。

議会は、町の運営に対して議論をするのはいいのですが、このような提案をすることは許されないことです。提案者の議員としての資質を疑います。報復的決議案が賛成されるならば、坂下町の議員の資質、議会としての品格が問われます。

決議案が否決されたならば、提案者は議員を辞職すべきです。

以上、申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

今回の五十嵐一夫議員に対する問責決議案に賛成の立場で討論いたします。

五十嵐一夫議員は長い間、この議会の中でも、計画議員となるぐらい長く経験を積まれて、私たちの範を示す立場であられる方だと思います。

ただ、今回のものに対しましては、この小畠議員の決議案の中身の、この重要性をやはり深く受け止めて反省していただきたいと思いますし、また、このたびのこの提案に対して、私は賛同者ということで名前を挙げましたが、先ほど五十嵐議員から横山議員は、政党に属しているので、日本共産党県委員会に対して、このたびのこの議案に対することを電話しましたという、そういう意見をいただきました。お話を。私、県委員会に電話をいたしまして確認いたしましたが、この問責決議案に賛同したという、これだけでわざわざ私の所属する日本共産党県委員会にまで電話をして、一体何を訴えたいのか、それこそこれに付け加えて、反省していただきたいと思います。

もっとやはり先輩議員として、私たちに範を示し、そして坂下町議会が本当に、町民のために誠心誠意真っすぐに皆さんの幸福のために、この議会を進めている議会だということを範を示していただきたいと思いますし、そういう立場から、今回の問責決議案に賛成いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようあります。これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時52分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

それでは再開いたします。

（午前11時54分）

これより発議第4号「五十嵐一夫議員に対する問責決議案」を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で採決いたします。
議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員数は、議長及び五十嵐一夫君を除き、12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、7番、佐藤宗太君、8番、五十嵐正康君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。本案を可とする職員は賛成と、本案を否とする職員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成反対のいずれとも確認し難い投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（松本 功君）

1番、高久敏明君。

2番、五十嵐孝子君。

3番、目黒克博君。

4番、物江政博君。

5番、横山智代君。

6番、小畠博司君。

7番、佐藤宗太君。

8番、五十嵐正康君。

9番、青木美貴子君。

11番、水野孝一君。

12番、酒井育子君。

13番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立会いを求めます。

投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成8票、反対4票、以上のとおり賛成多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

五十嵐一夫君に申し上げます。ただいまの問責決議は可決されました。

休憩のため、休議といたします。

（午後0時07分）

再開を1時30分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時30分）

◎発議第5号

◎議長（赤城大地君）

日程第17、発議第5号「酒井育子議員に対する問責決議」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、酒井育子君の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

6番、小畠博司でございます。

発議第5号「酒井育子議員に対する問責決議」。

上記の議案を、別紙のとおり会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年9月18日。

提出者、会津坂下町議会議員、小畠博司。

賛成者、同、横山智代。

議案の説明を申し上げます。

酒井育子議員に対する問責決議案。

本議会は、酒井育子議員に対し問責を決議する。

酒井育子議員は、令和7年第2回定例会において、小畠博司の監査委員辞職勧告決議を賛成者として議員提案いたしました。法的根拠のない、勝手な解釈の下での提案であったと考えています。この発議によって、監査の信頼に疑惑が持たれ、町民の間にも不信が増長され、代表監査にも多大な影響が生じたと危惧しております。

議員には提案権があります。しかし、私たちは法律の下で活動しており、また、自らを律する「会津坂下町議会基本条例」も踏まえた活動が求められております。

町民に誤解を与える、疑念をもたれるような結果のみが残ったこの発議は「議会基本条例」に抵触し、町民の福祉向上に寄与するどころか、いたずらに不安をあおった悪意に満ちた発議であったと断ぜざるを得ません。今後においてもこのような事態が繰り返されることのないよう、酒井育子議員は深く反省し、町民に対し、かつ仙波代表監査に対し、さらには議会に対し、責任を明らかにすることを求めます。

以上決議する。

このたびの発議は、やむにやまれずの苦渋の選択でありました。決して報復などではないことは、同僚議員皆様にご理解いただけたと確信しております。

先の第3回定例会での辞職勧告決議そのものは、議会に対する挑戦、また、民主主義に対する挑戦だと受け止めています。

町長選挙が終わっても、私が首長と一体だ、根拠のない決めつけをもとにしたものでした。

公正不偏な監査を求められておりますけれども、一体となっているから、それは不可能であると、だから辞めるべきだという理由でございます。

監査は、仙波代表監査とともに、公正な監査に努めてきたつもりであります。

地方自治法198条3に、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないとあります。私はそれに従ってやってきましたつもりであります。

しっかりと監査をすることによって、行政のは正すべきところはは正をして、早期には正をすることが町のためでもあり、町民の皆さんのですめであり、また、ひいては町長のためでもあり、あるいは議会のためにもなるというふうに信じて行っているところであります。

しかるに、こうした公正不偏な監査はできないと決めつける根拠が全く明らかにされないまま、勝手な理解の中で決めつけ、だから辞めなさいというものであります。これは、今後においても、監査の選出に当たっては、議員選出の監査のみならず代表監査におきましても、町長と一体であるか。どの程度の距離があるか。あるいは反対の立場にいるのか。思想信条まで問うものである。もっと言えば、このたびの選挙で対立候補の本部長を担った方もいらっしゃいます。その方は常に反対の立場で議会活動をし、あるいは監査に当たっても、監査となつても、そういう態度でないということを決めつけたものであります。

それでは公正普遍な審査をするには、どういう基準で選ぶのか。全く現実的でない。選ぶことができない。そんないいかげんな提案だったと思います。また、その提案をす

るに当たって、自らも、これまで首長選に協力をしながらも、監査も長年にわたって務めてこられた方であります。であるとするならば、そんな偏った監査というのをしてきたのか。あり得るのか。どんな監査がそういうことにはまるのか。教えていただきたいぐらいのものであります。

これから町を担う二元代表制の一翼を担う議会の中で、全く根拠のない、こういった提案がされること自体、非常に残念でありますし、また、この議会を引っ張ってこられたお二方であるがゆえに非常に悲しい思いをしております。

また最後になりますけれども、先に提案された議案の最後には、この辞職勧告決議はたとえ否決されても辞職すべきである、という文言があります。町の有権者の信託を受けて議員となった多くの方々が否決したという事案でありますけれども、そんなの関係ないと。私が正しいんだと。だから否決されても辞めなさいということを書いてあります。そんな傲慢な姿勢は決して許されるものではないというふうに思います。

よって、酒井育子議員は真摯に反省し、皆様に対して責任を明らかにする義務があると思いますので、今後の議会の在り方も含めて、共にこの問題に向き合って、この問責決議案を採択していただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後1時40分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時41分）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今、提案理由の中で否決されたら辞めなさいというふうな部分の文言がありました、そこについては、この問責決議案には、ちょっとまだ言っていないんじゃないかなと思うんですが。もうあれですか、否決されたら辞めなさいなんていうこと、酒井育子議員のときに言われているんでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

議事進行の発言ではありますが、今ほど質疑応答の内容にも受け取れますので、小畠議員に答弁を願います。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

私の言葉がご理解できなかつたようですがけれども、前回の辞職勧告決議で最後に「たとえこの辞職勧告決議が否決されても辞めなさい」と書いてあります。そういう提案です。覚えてていますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

まず質問をします。

◎議長（赤城大地君）

マイクを近づけてください。

◎10番（五十嵐一夫君）

まず、法的根拠のない勝手な解釈ものということがあります、まず地方自治法第198条の3、職務遂行するに監査基準に従い常に公正不偏の態度を保持して監査等をしなければならないということがあります。総務省の自治行政局行政課監査制度専門官理事官、渡邊康之氏は、地方自治体の監査制度について、監査等の基準等、監査委員はその職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査しなければならないとあります。これが法的根拠なんですが、法的根拠のない勝手な解釈であるということを証明してください。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

私が説明したものと同じところですけども、198条の3には、そのとおり、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないとあります。それのどこが根拠なんですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今、申し上げたのは地方自治法の198条の3です。いわゆるマナーとか倫理というのは、条文には書いていないんです。しかしながら、議員として、いろんな目で見られるときに、そういう職に就くということが、やはりふさわしいのかということですね。

いわゆる監査委員が就くという、いわゆる監査委員というのは議会の代表なんですよ。議会には思想信条違う方もいるわけです。そういうことで選ばれているわけですから、そういうことを踏まえれば、中立的なことでいなくちゃいけない。ですから、選対本部長に就くなど、もってのほかというようなことなんです。

だから、私は法的根拠というのは、ここにあるわけです。それが法的根拠のないということなんでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

先ほども申し上げましたが、本案は酒井育子議員に対する問責決議でございます。

確かに提案者小畠博司議員が、これを提案するに至ったその経緯の中で、小畠博司議員に対する辞職勧告があるんですが、それを、それ、小畠博司議員に対するものの審議ではありませんので、その辺の区別をつけていただいて、酒井育子議員に対する問責決議、これに関係するような質疑をお願いいたします。それが背景にあって、そういう、これについての質疑をしているというようなことであれば認められますのでお願いいたします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

酒井育子議員に対して「法的根拠のない、勝手な解釈の下で」と言っているわけです。どこがそうなのか。こういった法的根拠というのを今示したわけですね。それに対して、酒井育子議員に対して、法的根拠のない、勝手な解釈の下ということについて、お伺いします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

逆にお聞きしますけれども、198条の3を根拠に挙げられました。挙げられましたが、選挙活動を監査委員はやってはならないという法がありますか。それによって監査がゆ

がめられるということがありますか。

五十嵐一夫議員がおっしゃられたように、みんな思想が違います。私も監査委員ですが、自分なりの思想を持っています。それはそれ、監査は監査、監査は監査方針と監査基準に従って肅々とやる。それ以外に何もありません。町長のための監査なんていうのはありません。町長だけが有利になるような監査なんてないでしょう。あるんですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

基準に従って監査をするのは当たり前のことですよ。そんなこと当たり前、書いてあるんだから。だけども、じゃあ監査は選挙のときに選対本部長とか就いてはいけないなんて、そんなことは書いてありません。そういうのはマナーとか倫理んですよ、議員としての。それで議会で選出されている、この議会で選出されているんだから、いろんな思想信条もあるわけです。そういうときには中立的にやっぱり立ち回らなくちゃいけない。そういうことでやらなくちゃいけないということを言っているんですけども、そう思わないんでしょうか。いかがでしょうか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

監査に当たりましては中立でやっていますよ、当然。それが損なわれているという現実があるということですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

職務上、それは当たり前、言うことは。でも、職務上当たり前であっても、その地位に就くこと自体がふさわしいのかどうかということですよ。それを言っているんです。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

選挙は終わっているんですよ。選挙が終わっては、私は一議員であり監査である。監査だからって、ずっと中立を保たなければいけないということはないですよ。議案に対して自分のなりの意見を言うし、当然じゃないですか。監査をそういう立場でやっていくということですよ、中立で。それに何か疑義があるということを具体的にお示しください。

◎議長（赤城大地君）

質疑応答でございますので、今、3回目の質疑を終えましたので、一度ここで切らせていただきます。

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、五十嵐一夫議員の質疑を続行いたします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

やはりね、中立としてやるというのは当たり前のこと。ただ、選挙が終わったから一議員だというけども、果たして、そういうふうに周囲が見るのかということです。選挙のときに、いわゆる選対本部長という大事な大事な重要な地位をやった。そうすれば、それからやはり仲良くなるわけですよ。仲良くして、やっぱり忖度したり、イエスマンになったりとか、そういったことが辺りからは見られるわけです。そういったことだって見られるから、そういった地位に就くことはふさわしくないと言っているんですけども、そこはどういうふうにお考えなのでしょうか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

おっしゃられたとおり、私は選対本部長ということで選挙期間中はやっておりました。一方、先ほど申し上げましたように、対立候補の本部長をやった方もいらっしゃいます。そのほかでも、そのほかでも一生懸命やっていた方もいらっしゃいます。少なからず関係はあったわけです。どのくらい関係があったかによって、この人やっていいとか、この人はやって悪いとか、町長に近いからいいとか悪いとかじやなくて、今度、逆に町長と全く反対のことをやっていたから、この人は公正な審査ができないというふうな、ものすごく曖昧な、単に人の心情で諮ることになるんですか。

◎議長（赤城大地君）

本案は酒井育子議員に対する問責決議案です。そして、今ほどの質疑応答は、本案を提出するに当たったその提案理由の部分についての質疑応答と認めます。したがって、関連のあるものと認めますので、質疑自体は認めるものでございますが、本議案から大幅に逸脱しないよう、双方発言をよろしくお願ひいたします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今、対立候補も選挙に関わったんじゃないかということで言っていました。たしか対立候補で選対本部長になった方がいます。

しかし、今、私がここで言っているのは、代表監査という町の、失礼、監査委員ね、議会選出された監査委員という立場だから言っているんです。いち、単なる議員であれば言いません。そこなんです。そこを言うんですが、そこはいかが思うのかということです。

◎議長（赤城大地君）

答えられれば。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

いずれにしても法的根拠はないということだけは明らかになったと思います。

私が申し上げているのは、監査委員だから影響が大きいとか、いや、単なる常任委員長だからそんなことはないとか。常任委員長が今度、監査になるかもしれない。みんな可能性があるわけですよ。そのときに、あなたはこのぐらい関わったからとか、それ、一々問題にするんですかということです。そうすると、議員だけではなくて代表監査も含めて、この人はどのぐらい町長に近いだとか、そんなことを審査しなくちゃいけないですよ。そうじゃないですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

何も近いとかね、そんなこと言っていない。そういう地位に就いたことを言っているんですよ。地位に就くことがふさわしいのかということですよ。役職だから、役職がある人が、その地位に就くことがふさわしいのかということを言っているんです。これが議会の一議員だったら言いません。代表、失礼、議会選出の監査だから、そういうふうに言っているんですよ。だから、これは法的根拠のないと言っているけれども、法的根拠はここに地方自治法にあるわけですよ。だから、法的根拠があるんだから、ないということ自体がおかしいんですよ。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

先ほど行ったやり取りの中で、私は公正に監査方針、監査基準にのっとってやっています。そんなの当たり前だと言われました。だから当たり前の監査をしているんですよ。何か問題があるんですか。それはみんな誰がなろうと、誰がなろうと、自分がどんな考え方であろうと、監査は監査ですよ。監査に当たるのに自分の個人的な思想を入れたりしないですよ。違うんですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

だから、そこはね、そういう疑義を持たれないように振る舞いなさいと言っているんですよ。疑義を持たれるから、そいつた問責決議案というのが出たわけですよ。じゃないですか。だから法的根拠を、私はここあるわけですから。

だから、監査は基準に従ってやるのは当たり前ですよ、そんなことは。当たり前のことなんです。だから、ふさわしいのかふさわしくないのか、そんなの、地位に就くことが、地位に就いてはいけないなんて書いていないですよ。それは議員としての倫理、議員としてのマナーなんです。倫理とかマナーなんていうのは、こんなのはどこにも書いていません。それをやるのが議員の努めなんです。どう思いますか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

議員のマナーとおっしゃいましたけれども、皆さんにお諮りしながらも、最後には否決されても辞めなさいなんていう議案を出して、それ、倫理上おかしくないですか。おかしくないですか。多數決に従わないで、そんなこと従う必要ないと。私が言っているんだから辞めなさいという、そういう議案の出し方は倫理上おかしくないですか。

◎議長（赤城大地君）

ただいまの質疑については、本議案を出すに当たった提案理由、そして提案者の監査に対する認識を問いているものと認識いたします。その範囲内で質疑応答をお願いいたします。そして、あまり大幅に議題外にわたりますと、質疑応答と認められませんので、そのことについてもご注意願います。

また、冒頭申し上げましたが、地方自治法132条から133条において、無礼な言葉を使用してはならないとありますが、これに違反する場合については、再度申し上げますが、懲罰の対象になりますので、その辺りについてもよくお考えの上、発言願います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

議員を辞めろというようなことを、今、小畠議員が申し上げたけども、私は議員を辞めろなんては言っていませんでした。勧告したんです。勧めたんです。そうするように勧告をしたのであって、辞めろなんて言っていません。そこを間違いなく取っていただきたい。それは前の辞職勧告決議案の一番最後に書いてあります。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後2時00分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時07分）

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

法的根拠については、なかなか平行線をたどっていますので、結論が出ませんので、次に移ります。

4行目に「代表監査にも多大な影響が生じたと危惧しております」とあります。代表監査にも多大な影響が生じた、過去形です。どんな影響が生じたのか、お聞かせください。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

代表監査にも多大な影響が生じたと危惧しておりますと書いてあります。前回の決議案の中に書いてあります。町の長と一体となったのでは適正な監査事務の遂行ができるか疑問であります。私だけが監査するわけではありません。代表監査がおられます。私の存在が監査をやがめることが可能であるかのような問題の提起であります。これは代表監査を無視した議案であります。私はそんな力は持っていません。どちらかといえば、代表監査についていくのがやっとであります、実際のところ。懸命にやっておられる代表監査については、議会選出の監査が町の長と一体となってやがめる、監査をやがめるようなことをしているかのような議案でありますから、少なからず影響はあったと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

代表監査を巻き込んでの、これは提案なんですね。私は前に辞職勧告決議案出したのには、代表監査のことなんか一つも言っていません。ここで代表監査にも多大な影響が生じたとあるんであれば、ここに代表監査がいるんだから、許しを得て、その生じたことについて述べていただきたい。いかがでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

代表監査についての質疑応答は認められません。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

だから、議長が認められないということであるけども、そういったことがあったということなんだから、そうすると小畠議員があつたことについて、きちんと述べていただきたいんですけども、そういった生じたことを。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

議案提出した人が、そういうことを言ったのでは困るんですけど、町の長と一体となつたのでは適正な監査事務の遂行ができるか疑問でありますと書いてあるんです。監査事務は私一人でやるんじゃないんですよ。代表監査も一緒にやるんですよ。その事務の遂行に疑問があると書いてあるんですよ、これ。違いますか。町の長と一体となつたというのが分かりませんけど、勝手に決めつけているわけですから。どういうことかは分からんないです。でも、適正な監査事務の遂行ができるか疑問でありますと書いてあるんですよ。あなたが書いたんですよ、これは。影響あるでしょう。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

代表監査に影響があるものでしょうかと言っているんですよ。あなたに言っているんじゃないです。あなたが肃々ときちんと監査をやつたんなら影響はなかつたんでしょう。やつたと言っているんだから影響がなかつたら、代表監査だって影響なかつたということでしょう。そうじゃないですか。ここで影響が生じたと危惧しておりますと。生じたんですか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

辞職勧告決議案の中で、あなたが提出した文書にあるんですよ。町の長と一体となつてゐるのでは適正な監査事務の遂行ができるか疑問であります。監査事務というのは私一人がやるんじゃないんですと言っているでしょう。代表監査も、もちろん代表監査を中心に一緒にやっているわけですよ。これでは疑問があると言っているんですよ。こう

言われたら、どうですか。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議します。

（午後2時13分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時13分）

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この酒井育子議員に対する問責決議案の中で、この文面として代表監査にも多大な影響が生じたと、そういうふうな文面なわけですね。生じたんだから、生じたということを、どんなことが生じた。でも、自分がきちんとやったと言っているんでしょう。やつたんなら、何も影響なかったんじゃないですか。そうじゃないんですか。影響があったんなら、影響あった事実ね、いろんなことを述べていただきたいんですよ。そして、小畠議員、もしそうだったら代わりに代表監査にちょっとしゃべってくださいと言ってください。お願いします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

もっと長く読みますと、町の長と一体となったのでは適正な監査事務の遂行ができるか疑問であります。二元代表制、議会の機能を失墜させる行為であります。私、まだ監査を続けていますよ。疑問の中で、疑問でありますと言っているんですよ。疑問は私だけに投げかけたことじゃないですよ。監査事務そのものにかかってくることなんですよ。疑問を投げかけられたら、何とも思わない人はいませんよ、普通。そうじゃないですか。自分が疑問だと言っておいて何で何かあったんですかという話じゃないんじゃないですか。そういうふうに理解できないんですかということです。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

反問権のようですから。私は理解できないですね。やはり代表監査は代表監査として肅々とやっている。そして代表監査には何も言っていないわけだから。監査委員に対して議会選出の監査委員に対して、そういうことができるのかどうかという。そして、今きちんとやった、肅々と私はります、やっていますと言うんだったら、こんなところ何も生じたと言えないんじやないですか。そういうふうに私は思うんです。こここの記述はちょっとおかしいんじゃないかというふうに私、思うんですけども、それでもやっぱりこの記述は記述どおりに正しいというふうに認識しているのか、お伺いします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

普通国語的に捉えれば、監査事務の遂行ができるか疑問でありますと、疑問を投げかけているわけですよ。あなたたちがやっている監査事務は疑問なんだというふうに言わされたら、それはおまえのことだけではなく、議会選出の委員にだけに言っているんだなんて取れないですよ、監査事務だから。ばらばらにやっているわけじゃないんですから。

私は言っていませんといったって、必ず付きまと問題ですよ、これ。二元代表制、議会の機能を失墜させる行為であります。ちゃんとやっているんだからいいんじゃないですかと言ったら、ちゃんとやっていると言えば出さなかつたんですか、これ。一体となっているという根拠がよく分かりませんけど。それこそ分かりません。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後2時18分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時19分）

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

これ、最後にしたいと思います。この代表監査にも多大な影響がというのは、この決議案の文面でありますので、多大な、端的に言ってほしいんですよ、影響が出たのかどうかということなんです。自分できちんとやったんであれば、影響なんか出ていないんじゃないかなというふうに思うんですけども、自分はそういう公正不偏でやるんだと言っているんだから。本当にこの多大な影響が生じた。おかしいんじゃないかなというふうに取るんですが、いかがでしょうか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

普通の人間が、あなたがやっていることは疑問があるよと言われたら、影響はありますよね。そう書いてあるわけですよ。あなたやっていること疑問があるよと。そういうふうに提起したんですよ。影響がないわけないじゃないですか、普通。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

押し問答になりますけども、そういう役職に就くということ自体が、いわゆる一般町民とか違う目で見ると、やっぱり町長と一体となって、もう本当に忖度やイエスマントラの如きの中になってしまふというふうに見る町民もあるんです。ですから、そういったことの疑義を持たれないようにすべきだということを言ったわけです。だから、そういったことですから、そういった声があるので、そういったことに就くことは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに申し上げたところです。それによってね、ここで多大な影響というふうにしているけども、多大な影響が本当に生じたのかどうかということを言っていたわけです。答弁いただいたら、これで終わりましょう。この件は。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

自分が言われたらどうだということを考えもしないのかどうか分かりませんけど、適正な監査事務の遂行ができるか疑問だよと言っていますね。二元代表制、議会の機能を

失墜させる行為だよと言っているわけですよ。こういう監査をやっていたら。代表監査に対する侮辱でしょう、これは。そういうふうに受け止めると思います、普通は。それをそう思えないということは、普通あり得ないんじゃないでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

二元代表制を失墜させる行為だというふうに、私は今までの議員経験の中でそう思っていますので、そういったふうに申し上げたんです。私は二元代表制を失墜させる行為だというふうに捉えていますので、この辺は、ここで終わりましょう。

次に、町民に誤解を与え疑念を持たれるような結果のみが残ったということで、この発議ですが、今回この問責決議案を出したけども、前回の小畠博司議員に対する監査委員としての辞職勧告決議案は否決されたわけです。否決された。否決されたというのは信任されたんですよ。信任されたんです。喜ばなくちゃいけないんですよ。怒ることないんですよ。こういったことを出されたけども、信任された。信任されたという結果が残っているんだから喜ばしいことじゃないですか。何で、それでこういった問責決議案を提出するのか。私は疑問だけども、その辺いかがでしょうか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

前回の辞職勧告決議案の中では「町の長と一体となったのでは」という文言があります。何を指して町長と一体となるということを言っているのか。一体となると、どういう、どういう町長にだけ有利な監査になるのか。

先ほど申し上げましたように、監査委員として監査方針、監査基準にのっとってきつちりやるということは、結果的に町長には厳しいかもしれないけども、非常にありがたいことでもあるんですよ。もちろん町に対してもですけど。そのほかの監査のやり方ってあるんですかということですよ。

適正な監査事務ができない。不適正な監査事務とはどんなことなのか。町民にいろんな思いをさせてしまったと。町民の皆さんからいろんな疑問を私はぶつけられました。生じているんですよ。喜ばしいことなんて、とんでもない話です。当たり前のことをやって当たり前。当たり前に扱われただけですけども。そういった町民の皆さんに説明できない部分というのが何点かあって、それが大きくなってしまったと、私は思っているんです。町の長と一体となった。町の長の一体となるとはどういう意味だろうと。

ということで、先ほど申し上げましたように、本部長だから近い。応援したからこのぐらいとか。反対したからこうだとか。そういう見方をするんですか。そんなことを町民に投げかけてどうするんですか。自分の思想信条とは関係ないんですよ。私は確信を持って監査しているつもりですけども、説明できますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

前回、辞職勧告決議案、これは否決されたわけですよ。否決されたということは、信任されたんだから、それは喜ばしいことなんですよ。ありがたいと思いなさいよ、信任されたんだから。でね、こういうことを指摘された、ああいうことを指摘された、指摘された、指摘されることは町政だって全般にだって、いろんなこといっぱいありますよ。何も指摘がなかつたらおかしいわけですよ。今回もそういったことを指摘する声もあつた。声があつたからこそ、私もその声を聞きながら、こういうふうにして辞職勧告決議案というのを前回出したわけですよ。

だから、小畠議員は、それが町長と一体だとか、そういうことがないんだというのだったら、ないということを自分で町民にPRすればいいんですよ。言われたら、いや違うよ、こうこうこうだよと。それ一体感がないよとかね、そういうふうに。そして、この議案は否決されたんだから、私は信任されたと堂々と胸を張ってやればいいんじゃないですか。そう思わないですか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

五十嵐一夫議員は、この前の議案の最後のほうに登壇されて「この議案が否決されたら辞職しなさい」と言いました。自分が出した議案は否決されたけども辞職しないのはなぜですか。自分が辞めもしないで人にはそういうことを求めるという、それが政治倫理的におかしいと思うんですよ。言っていることとやっていることが違うんですから。おかしくないですか。人には、この議案が否決されたら辞めなさいと言っているのに、自分1回否決されているんですよ。辞めていないじゃないですか。自分が辞めてもいいのに、人にそれを求めるというのはどういうことですか。それ、普通、政治倫理的におかしくないですか。どうなんでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私は前回の定例会でやったけども、今回辞職を勧めるなんて議案なんか提出していませんよ。前回のところで、辞職をしたらいかがでしようかと辞職の勧告をしたわけですよ。命令はしていないんですよ。だから辞職勧告決議案とか、そういったところは勧告する。そんなのはつきものなんです。政治の王道ではね、そういったことが当たり前じゃないですか。どう思いますか。

（「自分が言ったことを全然覚えていない」と発言する者あり）

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

昨日とか先月話したことじゃないんですよ。先ほどあなたが言ったことですよ。

（「議案じゃないですよ」と発言する者あり）

◎6番（小畠博司君）

何が。議案の審議をやっているんですよ。討論、討論をやっているときに言っていたんですから。

（「議案として出したんじゃないよ」と発言する者あり）

◎6番（小畠博司君）

言ったこと覚えていますか。

（「はい、覚えています」と発言する者あり）

◎6番（小畠博司君）

辞職と言いましたよね。

（「うん」と発言する者あり）

◎6番（小畠博司君）

だから、それに対してどうなんですかと。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

決議案が否決されたならば、提案者は議員を辞職すべきです。すべきですということです。辞めろとは言っていません。辞職しろなんて。すべきです、です。自発的にね、するべきですということを言ったんです。私は辞めるとか、命令はしていません。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後2時31分）

再開を14時45分といたします。

また、直ちに議会運営委員会を開催いたします。委員の皆様は議長室にご参集願います。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

それでは、再開いたします。

（午後2時45分）

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

「町民に誤解を与える」というところは、いろいろ話をしましたので、それで終わります。信任されたんだから、私はいいんじゃないかというふうに申し上げました。

続いて、「議会基本条例に抵触し」ということがあります、議会基本条例にどういうふうに抵触するのか。いわゆる議会というのは、疑義があったときに議論するのが議会であって、どこが抵触するのか、お伺いいたします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

お答えします。

前回の決議案の文面の中に、これも繰り返しになりますけど、「町の長と一体となつたんでは適正な監査事務の遂行ができるか疑問であります」となっていますね。「町の長と一体となつてている」ということを具体的に示すものが何もない中で、こういう言い方をして議案として提出されています。そうすると、どういうことが起きるか。監査は、何回も申し上げていますが、監査方針に従ってやっています。ところが、一体となつたのではどういう監査があるんだろうか。一体となつてているということは全く分かりませんけど、何か不正な監査が行われているんだ、そんなことを町民に疑念を持たせる結果になりました。と私は思っています。

会津坂下町議会基本条例の第9条には「議員は町民の代表者として、その倫理性を常に自覚し町民の疑惑を招くことのないよう行動しなくてはならない」ということであります。町の長と一体となつてているとは、どういうことを示すのか分からぬことを使いながら、さも不正な監査が行われるかのような提案だったわけあります。根拠が不明確なこのような議案で町民の中に疑惑を拡大させてしまったということは、明らかにこの第9条に違反している、私はそう思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

疑惑があつたら疑義として議論をするというのは、これは議会がやるべき仕事なんですよ。そしたら、何もできなくなっちゃうでしょう。町民が疑義があつたから、こういってやつた。だから疑義というのは疑義を持つ人と持たない人がいるわけですよ。疑義を持った人が、そいつたことをやって、提案して、それで議会の中で議論をするわけです。

ですから、その議論を提出するということには大変いいことじゃないかと思うんですけど、そいつたことを封ずるような考え方だと思うんですが、ちょっと私はこの問責決議案の中で「抵触し」というのは非常に疑問に思うけども、そいつた疑義を封ずるような言い方じゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

五十嵐一夫議員自ら提出された議案の文書というのが「町の長と一体となつたのでは」と書いてあるんですよ。それを町民にどのように説明するんですか。

曖昧模糊というよりも根拠が何を根拠にして、そのようなことを言っているのか。そんな根拠で疑念があるとか言っているわけですよ。監査は、監査方針、監査基準にのつとてきっちりやっていると。それは分かった、当たり前だと。当たり前にやっていることについて、どこに疑念があるのかということです。この町長と一体なったのではという言い方をつけて、さも本当に疑惑があるような書き方をしているだけであって、その根拠は何ですかと。町民の皆さんには分からないわけですよ。疑念を出しているだけなんですよ。さも疑念があるようになっているだけなんですよ。

私、今、監査をやっている。いやそう、それは当たり前だ。当たり前に監査をやっているのに何が問題になるんですかということですよ。そこに疑問があるかのように書いてあるわけですよ。これは疑念をつくり出しているだけなんですよ、結果的に。だから基本条例に違反していると私は言っている、抵触していますよと言っているんですよ。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

これは疑念というのは、まあ今、一体となったとか、いろんなところがありますけども、それは町民と、あと私、町民がそういったことに疑念があった、私も疑念があったという、そういうふうな形の疑念があったから、こういったこととして出たわけですよ。

だから、それに対して、結果、賛否を取って、それが否決されたわけでしょう。だから、そういうふうにして疑念を晴らしたわけでしょう。疑念は、いいって。だから、その疑念を出すこと自体がどうして駄目なんですか。疑念を提出すること。いろんなことを。いわゆるあれでしょう、質問事項だとか、いろんなことあったって、はい、質疑ありますかと。質疑をただす、疑いをただすでしょう、質疑ね。だから疑念をやっぱり出すわけですから。そういういたやつを払拭すればいいんですよ。払拭するようにPRすればいいんです。そして、否決されたなら、堂々と否決されたんだから、そういうことは町民へ、議会では受け入れられなかったということをPRすればいいんですよ。そういうふうにすればいいんじゃないですか。そう思いませんか、いかがでしょうか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

町議会の議員として日頃から様々な部分で、疑念ではなくて、こうしたらしいんではないかとか、ああしたらしいんではないか、様々な皆さん意見を持ちながら議員活動していると思います。

その中で、先ほど私が、監査はこういうふうに監査基準と監査方針でやっていますよと。それなら、そうでいいじゃないかと。いろんな場で自分が思っている疑問を話す場はあります。全員協議会であったり、お互いの話ですよ、そんなの。じゃあ、おまえ、こんな話あるけど、どうなんだと。

そこで解決できるような話なんですね。要は、こう言われたけど、監査は、そのように公正にやっているのか。何も問題ない。答えればいいだけの話。わざわざそこに辞職勧告決議までくっつけて、必ずここに出さなくちゃいけない。その根拠が幾ら曖昧でも必ずここに出さなくちゃいけない。全てがそんな必要はないと思います。まして、それを出すことによって、つくり出された疑惑が拡大する。私はいいことなんか一つもないと思います。

いや、あなたは認められたんだから、否決されたんだから、いいんじゃないか。喜べばいいじゃないか、そういう問題ではないと思います。自分が今出されて思っていると同じです。

私は、自分がやられたから報復で出しているわけでもない。その根拠は何であると。何でこういうことを出さなくちゃいけなかつたのか。皆さんにご説明申し上げました。自分の至らなさをただ擁護だけで自分のことだけすれば、こんなふうに出す必要はない。これから議会の運営の在り方、町の在り方を含めて、今ここで疑惑を晴らさなくちゃいけない思いで出しているわけですよ。

あなたが疑惑に思う、思うから出るのは当然だと。必ずそういうのは辞職勧告決議つきでないと出せないんですか。必ず本会議じゃないとできないんですか。人間同士ですから議員同士だって、議員間討議にもいろいろあります、場も。議員間討議でもあります。議会に対する質問、問題意識、問題点というか提起があれば、それは議会の全員協議会でも大いに話はできることであると思いますし。

(「議事進行」の声あり)

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

前回の定例会の問責決議案についてのことを述べているので、そこについては、今回ここには話す必要はない。

◎議長（赤城大地君）

答弁の続きをお願いたします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

前回のことは、今のあなたの質問に対する答えとして申し上げているだけであって、それを審議しているわけではありませんし、そんなことをしているつもりはありません。

私は、何が何でも議員だから、議会だから、どんな問題でも本会議で問題にしなくてはいけないことばかりではないと思います。そのために基本条例もあります。議員間討議をしっかりやっていこうと。そういう場もあるということを認識されていれば、そんな言葉は出てこないと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

議案を提案するに至っては、それなりの中身が具備されていれば、それは受理されて議案としてなるわけです。今言ったように、いろんな疑念があるだけでとか、こういう理由でとか、いろいろ言っていますけども、それは議案の中でいろいろ議論をすればいいのであって、今、小畠議員が言うことは、いろんな、この、こんなことを出したのはおかしいんじゃないとか、こんなことがとか、いろいろ言っているけども、そんなことは理由にならないんです。あくまでもこの提案されたのがそれだけ具備されていればいいんです。そして、それが賛否を取って、あと否決にすれば、否決されたということで、それは信任されたということでいいんです。

そういうふうな流れで議会というのは進めていくわけですから、そういう流れがどうして、まあ小畠議員は、いろんな今までの経過について難癖をつけながら言うんでしょうか。私は疑問に思う。お伺いします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

議案として出したけれども、皆、同僚議員には理解されなかった。否決されたわけですよ。五十嵐一夫議員は、否決されたら辞職すべきでないか、自らも言っていました。今ちゃんと議席にいるじゃないですか。辞職すべきだという言葉はどこから出てくるんですかね。そんな責任のないことでいいんですかね。私は辞職って、そんなに簡単なことじゃないと思うんですけども。あまりにも議会を軽視しているんじゃないかと思います。

私はもっと町民の代表として重みを持って審議するべきだと思いますし、圧倒的多数で否決されたならば、自分の考えを1回反省してみると必要だと思いますよ。俺の考えは間違っているのかということを反省するべきじゃないですかね。私はそう思うんです。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

あのね、一度議決されて採決されたことを、またぶり返して、どうして言うんですかということですよ。1回、これは決着がついているんです。決着がついたのをまた掘り返して、そういったことをやっている。決着がついた。それが政治の世界なんですよ。それをもう一回ぶり返して、そんなことをやるのは政治の王道なのか、私は疑問です。私、そう申し上げます。

時間がないので次に移ります。

ここで最後に、町民に対して、かつ仙波代表監査に対して、さらには議会に対し、責任を明らかにすることを求めます。ここで町民に対し、議会に対し、責任を明らかにするように求めるというのは、まあこの言い回しとして問責決議案では理解をします。どうして仙波代表監査に対してまで責任を明らかにするよう求めるんでしょうか、お伺いします。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

何度言っても理解していただけないようです。

今、私が監査として、仙波代表監査とともに監査審査をしています。そのことに対して、適正な監査事務の遂行ができるか疑問でありますと、こうなっているんですよ。疑問を呈しているんですよ、前回の提案で。それは私だけじゃじゃないんです、監査事務というのは。仙波代表監査も含めてというよりも中心にして、監査事務をやっていることに対して、適正にできているかどうか疑問でありますと書いてあるんです。それは失礼なことを言いましたと謝るのが当然じゃないですかね。私はそう思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

適正な監査ができなかつたんですか。適正な監査ができなかつたんですか。監査できなかつたんなら、監査できなかつた。そういうこと、きちんと挙げてほしいんですよ。ありますか。肅々とやつたと言つてはいるでしょう、片方で。どこがあるのか。私、言うんだけど、そんなのだったら、代表監査に、今、あるような多大な影響が生じたということにしゃべってもらひなさいよ。提案者、あなたに代わつて。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

あなたがやつてはいること、甚だ疑問です。何とも思ひませんか。普通の人は、あなたがやつてはいること、疑問ですよと言われたら、影響ないと思ひます。普通の感性だったら、それは当然感じることだと思いますよ。改めて言わなくとも。分かりますか。

（「笑つてはいるわけないよ」と発言する者あり）

◎6番（小畠博司君）

笑つてはいるじゃない、分かりますかと言つてはいるんです。笑つてはいるなんて言つていないです。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この問責決議案の中には、代表監査を巻き込んでいるのは提案者なんですよ。私が問責決議案に前回やつたときには、代表監査なんか一つも巻き込んでないんですよ。監査委員としてなつたことに対して言つてはいるのであって、代表監査が、ここに今回の酒井育子議員に対する問責決議案では、代表監査にも多大な影響が生じたと言つてはいるわけですよ。だから、そこを生じたんなら、生じたことをきちんと明確に言つべきですよ。あなたが。だって代表監査委員に多大な影響が生じたんなら、影響が生じたのは、あなたが代表監査でないでしよう。代表監査でないと分からんでしょう、そうじゃないですか。

（「でも、あなたがそう言つてはいるんだよ、ここで」と発言する者あり）

◎ 6 番 (小畠博司君)

議長、6番。

◎議長 (赤城大地君)

6番、小畠博司君。

◎ 6 番 (小畠博司君)

質問者が理解しようとしないようですので、これ以上議論しても無駄だと思いますが。

◎議長 (赤城大地君)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (赤城大地君)

よろしいでしょうか。

質疑も尽きたようあります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番 (五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長 (赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番 (五十嵐一夫君)

本案に対して反対の立場から申し上げます。

辞職勧告決議案、問責決議案、不信任決議案が、日本の国、都道府県、市町村で度々提案されて審議されていますが、我が国において、このような各決議案が提出、議決された後に、提出者に対して、不届きだとして各種の決議案が提出されたことがあるでしょうか。もう決着済みのことに対して、第2回定例会で小畠議員の監査委員辞職勧告決議等は否決されました。すなわち信任されたのです。信任されたことを町民に知らしめればいいのです。それが議員の役目です。

今回、問責決議案を提出することは、しっぺ返し、報復の決議案です。議会は町の運営に対して議論するのはいいのですが、このような提案をすることは許されないことです。提案者の議員としての資質を疑います。報復的決議案が賛成されるならば、坂下町の議員の資質、議会としての品格が問われます。決議案が否決されたならば提案者は辞職を勧めます。

以上です。

◎議長 (赤城大地君)

ほかに討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようあります。これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後3時11分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

それでは、再開いたします。

（午後3時12分）

これより、発議第5号「酒井育子議員に対する問責決議」を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により無記名投票で採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員数は、議長及び酒井育子君を除き12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、9番、青木美貴子君、10番、五十嵐一夫君の二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成、反対のいずれとも確認し難い投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（松本功君）

1番、高久敏明君。

2番、五十嵐孝子君。

3番、目黒克博君。

4番、物江政博君。

5番、横山智代君。

6番、小畠博司君。
7番、佐藤宗太君。
8番、五十嵐正康君。
9番、青木美貴子君。
10番、五十嵐一夫君。
11番、水野孝一君。
13番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立会いを求めます。

投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成8票、反対4票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

酒井育子君の除籍を解除いたします。

酒井育子君に申し上げます。

ただいまの問責決議は可決されました。

◎請願第6号・請願第11号・請願第12号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第18、総務産業建設常任委員会に付託しておりました、請願第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」、請願第11号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」、及び請願第12号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

総務産業建設常任委員長の高久でございます。付託された請願の審査結果について報告いたします。

まず、請願第6号、小畠博司議員の紹介による「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」について、委員会で審査した結果について報告いたします。

去る令和7年7月8日、令和7年8月25日の2回にわたり、委員6名の出席により総務産業建設常任委員会を開催し審議いたしました。

委員会の審査結果は、反対多数で不採択とすべきものとの結果であります。

まず、初めに賛成者、反対者の共通の意見でございますが、地方財政の充実・強化を図るという本請願の趣旨については、全員一致で賛同することであります。

賛成意見としましては、「各請願事項については地方自治体の財政充実を求めるものとして一貫しているため賛成である」という意見がある一方で、反対として「今回の請願につきましては、請願事項が11項目に及び、その内容について意見書として提出することを考えますと、項目が多岐にわたり過ぎて、内容をもう少し精査し、または内容をまとめる等、そういう精査が必要ではないのか」という考え方で反対という意見が出ておりました。

続きまして、請願第11号、小畠博司議員の紹介による「「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」について、委員会で審査した結果について報告いたします。

去る令和7年7月8日及び令和7年8月25日の2回にわたり、委員6名の出席により総務産業建設常任委員会を開催し、審議いたしました。

委員会の審議結果は、賛成多数で採択とすべきものとの結果であります。

意見としましては、「賛成、請願趣旨のとおり趣旨採択すべき」「条約を批准しても国の主権を侵すこととはならないことなので問題はないのではないか」というような意見でございます。反対としましては、「国が現在検討中である。経過を見守りたい」また「地方議会が議論し意見書を出すべきものではない」というような意見でございました。

続きまして、請願第12号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」でございます。小畠博司議員の紹介による請願でございまして、委員会で審議した結果、令和7年9月10日午前10時より、委員6名の出席により総務産業建設常任委員会を開催し審議いたしました。

委員会の審査結果は、全員一致で採択とすべきものとの結果であります。

意見としましては、「今の状況は全国的に減反、減産政策を進めた結果であり、賛成」「政府が進めている政策をさらに進めてもらいたい」、また「賛成である」ということと「所得補償制度などについてはしっかりと予算を確保し実効性のある制度として施策を進めてもらいたい」というような意見も委員会の中でございました。

以上3件、請願についての報告でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。
まず請願第6号について質疑はありませんか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

総務産業建設常任委員会におかれましては、長きにわたる検討をありがとうございます。
した。ただ、不採択とのことで非常に残念だなというふうに思っています。

内容的には、全国町村会でも出されている意見書に近いものでございますし、ただ多岐にわたるということは本当に間違いないくて、これからますます地方財政は人口減等も含めて厳しいものになろうかと思いますので、やはりそれぞれに必要な政策の部分というの多岐にわたるのはやむを得ないだろうと思います。

なお、今後改めて皆さんで検討いただくことも含めて、ただ内容を精査しまとめたらいかがかという話でございました。冒頭ありましたように、地方財政の充実・強化を求めるというのは、みんな賛成だということなんですけども、ただ、それをつらつらと抽象的に書いたものを意見書として出す。それは通るかもしれません、自らやっぱり地方財政の求めるものは何かということを、多岐にわたる項目にわたって私ども議員一人一人が認識、改めて認識すべき事柄でありますし、これからさらに、採択すべきものというべきなのかな、それは関係ないか、と思いますので、意見になっちゃったな。質疑だ。

その内容を精査しまとめるというのは少し乱暴かなというふうに思ったんですが、その辺はどういうふうに検討されたのでしょうか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）

先ほど言いましたように、趣旨は全員同意ということでございました。やはり請願者の趣旨もありますので、11項目というものはしっかりと変えずに、しっかりと本来であれば、それを併せて中身をそのまま採択するのがるべき姿だろうと考えたときに、我々の中でも、やっぱりいろんな意味で、もうちょっと一項目一項目検討すると、中身がちょっとやっぱりまだ練り切れていないんじやないかとか、もうちょっとここはまとめたほうがいいんじゃないかとか、いろんな話がある中で、やはりその内容を変えてしまうと請願者の趣旨に合わないことになるので、一旦否決するというような形にせざるを得ないかなというのが委員会の中での最終的な結論でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようあります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第11号について、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようあります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第12号について、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようあります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ごとに行います。

まず、請願第6号について、討論はありませんか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

先ほどの質疑でも申し上げましたけれども、この間の継続審査については、本当、大変ご苦労さまでございました。

ただ、本当に地方財政の充実・強化というのは、我が町にとっても大変な課題でございますので、大筋については皆さんご理解いただいて賛成だということでありましたので、しかもこれから多岐にわたる項目について、やはり議員自らが自分のものとしなくてはいけないというような決意も固められたようでございますが、不採択というの非常に残念であり、その結果については反対をしたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願につきまして、賛成の立場で討論いたします。

項目数は、先ほど委員長が申し述べられたように11項目と多い項目ではございますが、その全てが地方財政の充実・強化を求めるということに全て精通しております。当議会が、この意見書を出さないということは、当議会は地方財政の充実・強化を求めていないというふうな間違ったメッセージを送ることにもつながりかねません。文言に気になるところはあるものの、全体的におおむねには意見書を提出すべきという立場で賛成討論といったします。

◎議長（赤城大地君）

佐藤宗太君に申し上げます。賛否を明らかにしていただきまして、委員長報告は不採択でございますので、賛否を明らかにしていただきたいと思います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

委員長報告には反対で、この意見書提出の請願書につきまして賛成の立場での討論です。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」について採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第6号に対する委員長報告は不採択であります、採決は可とするることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

念のため繰り返し申し上げます。請願第6号に対する委員長報告は不採択であります

が、採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。

よって、請願第6号は、委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

次に請願第11号について、討論はありませんか。よろしいでしょうか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

委員長なんですが、反対の立場で討論したいなと思っています。

まず、日本国憲法の第98条第2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しております。女性差別撤廃条約は国内法としての効力を既に持っています。女性差別撤廃条約をはじめ、日本は男女共同参画社会基本法、参画推進法など様々な法整備がされ、女性が差別なく社会で活躍できるための法整備がされてきました。国が選択議定書で規定されている個人通報制度について、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と考えており、現在政府で対応を検討中であります。

個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法制度政策との関係での問題の有無、同制度を受け入れる場合の実施体制について検討をしているところであります。この町議会として意見書を出す必要はないと考えます。実際に通報制度がなければ解決できないような問題があるのでしょうか。もし仮にあるならば、国連に通報しなければならないほどの女性差別が行われているならば、ここにいる議員の皆さんで何とかしませんか。それができない国なんでしょうか、ここは。そんなことないですよね。

私は請願書にある日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げる。そのために選択議定書への批准が急務なんだということに大きな違和感、疑問を感じています。日本のジェンダー平等が遅れている根拠として、世界経済フォーラムが発表しているジェンダーギャップ指数が挙げられています。これは女性の政治参画、議員の割合とか職場の管理職の割合とかに非常に特化している指標です。一つの指標として、ちょっと挙げますと、例えばジェンダー不平等指標というのがあります。これは女性の健康状態とか、そういうものを指標にすると、2025年5月6日に発表された指標ですが、日本は172か国中22位です。結構上位ですよね。あと幸福度女性優位ランキング、これは男性の幸福度から女性の幸福度を引いた数値になりますけども、要は男性と女性を比

べてどっちが幸福を感じているのかというのをやると、世界の2位です。要するに日本は世界でもまれに男性よりも女性のほうが幸福を感じている国なんですね。

あとナミビア、これはジェンダー指数の中で7位とか8位になっていますが、未成年の出生率が日本の30倍、恵まれない性暴力によるものが多くなっています。日本は夜一人で女性が歩いても全く無傷で帰れるような非常に安全な国だと言われていますし、最近はちょっとあれですけども、この性犯罪のそいつた指標を見ても、日本はヨーロッパ諸国に比べても10分の1くらいの性犯罪率になっています。

男女平等の先進国と言われるスウェーデンですけれども、皆さん聞いたことあるかはあれなんですが、ソフトガールという現象の言葉を聞いたことがありますでしょうか。これはキャリア追求よりもゆったりと生きること。セルフケア、ウェルビーイングを重視する精神性のことだそうで、仕事を辞めて専業主婦になりたいという若者が増加している現象のことだそうです。

フェミニスト政党とか団体の方は、このトレンドを男女平等による後退、若者意識の堕落を指摘して、女性の経済的自立を損なう可能性がある懸念を示しています。まだまだ社会には構造的な男女不平等は残るんだというふうに指摘をしていますが、しかしながらある心理学者は、これは人間として当然の現象なんだと言っています。機会選択の自由が完全に確立された状態になれば、男女の格差は広がる。すなわち機会の平等というのは必要なんだけれども、行き過ぎた結果の平等を求めることが、すなわち数値目標を求めるのは、むしろ女性の生きづらさにつながっているのではないか。そのことは、これが人間のリアルな現実であって、そのことは歴史が証明しているのではないかというようなことを言っています。

今の日本の若い女性にも当てはまっているのではないかと思っていまして、働く選択肢しかなくなっている。ぱりぱり働きたい人も、ゆっくり子育てしたい人も、自由に選択できる社会であってこそ、まさにそれこそが多様性のある選択肢がある。今、若者は非常に貧困になっていて、もっとその点にフォーカスを当てて対策を打っていくこと、それが大事なんじゃないかなと思っています。

日本の男女の性差に関する人権意識は世界的に見て非常に極めて遅れているという認識というのは、世界の現状、歴史的、宗教、文化的な背景に照らし合わせて見ると、非常に偏った一面からの見方と言わざるを得ないと思います。

しかも、この請願の中で、地方議会の意見書採択数を理由に批准を求めていること、それは、今回これが可決されれば、誤ったメッセージを国に出すことになります。少なくとも積極的に反対する必要はないと思いますけれども、賛成する必要は全くないと思います。

以上で反対の討論とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私は、この女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書に対して賛成の立場で申します。

先ほど来、他議員から、まだまだこれは出すべきではないような話がございますが、本当に女性差別、これ、私たちの知らないところで、まだまだ日本は本当に遅れている、遅れているというよりも、今現在私たちが生きている中でも、やっぱりこの町の中できさえも私たちが気づかないこと、それから男性の目線で見て分からることはたくさんあると思います。

そんな中で、やはりその別にジェンダーギャップ指数だけを見て日本が遅れているとか、そういうことではないと思います。まだまだ私たちの知らないところで世界的にも声を上げられない方、そういった方がたくさんいるということ。少しでも、同じ世界の中で、みんな同じ世界の中で、同じ目線、同じ立場で、ちゃんと声を上げ、それが認められる世界になることが必要だと思います。そういうことから、私は、この選択議定書にすみやかな批准を求ること、これに対して賛成いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第11号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」について採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第11号に対する委員長報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、請願第11号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に請願第12号について、討論はありませんか。よろしいでしょうか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

米の安定供給を求める意見書に対して、賛成の立場で討論いたします。

昨今のお米の価格高騰、それらを踏まえ、そしてまた今まで国が行ってきた減反政策その他の農業政策によって、このたびのことがどんどんどんどん拍車をかけて進められてきたと思います。

この会津坂下町は、農業が基幹産業として一番に挙げられるものだと思いますし、農業者だけではなく消費者としての私たちの食糧を守る。そして、その食糧も日本のこの地元で取れたお米で、私たち、それから子供たちもやはり十分にその恩恵にあずかりながら、これからやっぱり食していく。それが本当に安定して供給していただけるよう、そして農業の人たちが安心して、これから米作りを進めていくような、そういうふた農政がこれからますます必要だと思われますので、このたびのこの意見書に賛成いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第12号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第12号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって請願第12号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第9号・発委第10号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第19、発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見

書の提出について」、及び発委第10号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について」。

地方自治法昭和22年法律第67号（第99条）の規定による別紙意見書を会津坂下町議会會議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和7年9月18日、提出者会津坂下町議会議員、高久敏明。賛同者、目黒克博、横山知智代、佐藤宗太、五十嵐正康、水野孝一でございます。

次ページを開いていただいて、意見書の案につきましては、次ページのとおりでございます。

続きまして、発委第10号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」、

地方自治法昭和22年法律第67号（第99条）の規定による別紙意見書を会津坂下町議会會議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和7年9月18日、提出者会津坂下町議会議員、高久敏明。賛同者、目黒克博、横山知智代、佐藤宗太、五十嵐正康、水野孝一。

意見書案につきましては、次ページのとおりでございます。

説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について」質疑はありませんか。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

ちょっと私、勘違いかもしれないんですけど、この意見書について、提出者高久敏明議員でありますけれども、先ほど反対討論があったような気がしたんですけども、どういうふうに受け止めればいいのか、ちょっと分からんんですけども、何なんでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後3時52分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後4時07分）

発委第9号の質疑応答中、議案書に誤りが見つかりました。訂正し、再度上程いたします。

高久委員長の説明を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。令和7年9月18日、提出者、会津坂下町議會議員、目黒克博。賛成者、横山智代、佐藤宗太、五十嵐正康、水野孝一。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について」質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

中身でないんですが、提出者でなく、今、この提案、意見書の提出について申し上げるということは、いかがなものなんでしょうか。通常、提出者が壇上で述べるものではないかと思います。

あともう一つ。委員会の中では、賛成多数、反対もありということでした。そうする

と、委員長は採決に加わっていないわけですから、この5名のうち、どなたかが反対はしているんですが、ということになるわけですね。そうすると、そこに賛成者として名前を連ねたということについては、どのような委員会の審査があって、そして、ここに提出になったのか、お伺いします。

◎議長（赤城大地君）

今ほどの五十嵐一夫君の質疑について、発委でございますので、委員会提出でございますので、提案者が副委員長、日黒克博副委員長となっておりますが、委員会の報告を求めておりますので、委員長の説明で問題ないという認識でございます。

続きの答弁をお願いします。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）

反対の議員の方もいらっしゃいましたが、その後、委員会として提出、内容について提出することについての同意も求めまして、この賛同された方が、この名前を連ねたということになっております。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、発委第10号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は1件ごとに行います。

まず、発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について」討論に入ります。

討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより発委第9号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について」採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第10号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」討論に入ります。

討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようあります。これをもって討論を終結いたします。

これより発委第10号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

◎議長（赤城大地君）

日程第20、「議員派遣の件」を議題といたします。

内容について、職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和7年9月18日

会津坂下町議会議長 赤城大地

1、行政調査議員研修

(1) 目的 共生型コミュニティについて

障がい者の居場所づくり・芸術活動支援について

児童・生徒の学力向上について

(2) 派遣場所 栃木県那須町、東京都清瀬市、埼玉県所沢市、群馬県高崎市

(3) 期間 令和7年10月1日（水）～3日（金）の3日間

(4) 派遣議員 議員7人以内

2、福島県町村議会議長会主催議員研修会

(1) 目的 二元代表制による議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る。

(2) 派遣場所 福島県郡山市

(3) 期間 令和7年10月20日（月）

(4) 派遣議員 議員14人以内

3、行政調査議員研修

(1) 目的 DXの推進について

ICTを取り入れた議会改革について

官民連携による空き家対策について

(2) 派遣場所 神奈川県横須賀市、茨城県美浦村、埼玉県川島町

(3) 期間 令和7年10月22日（水）～24日（金）の3日間

(4) 派遣議員 議員7人以内

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により議員の派遣をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって、本案はただいま朗読のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第21、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第3回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日から本日までの15日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。本定例会に提出いたしました案件は、追加議案を含め22件でしたが、人事案件をはじめ条例の改正、一般会計並びに特別会計の決算認定、補正予算などの全議案を原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言を肝に銘じ、第6次会津坂下町振興計画後期基本計画に掲げた町の将来像である「やっぱり“ばんげ”がいい～住み続けたい、やりたことがあふれるまち～」の実現に向け、各種施策の進展に努めてまいります。また、ご意見やご提言のうち、早期に実施可能な取組につきましては速やかに着手してまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（赤城大地君）

これをもちまして、令和7年第3回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。 (閉会 午後4時18分)

◎書記（松本 功君）

事務局より申し上げます。直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。議会運営委員会終了後、議会全員協議会を議場において開催しますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月18日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員